(目的)

第1条 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略等について、総合的かつ専門的な見地から効果の検証を行うため、三重県地方創生会議・検証部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

- 第2条 部会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。
  - (1) 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関すること。
  - (2) その他まち・ひと・しごと創生の施策の推進に関すること。

# (委員)

- 第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。
- 2 会議の委員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 会議の委員の再任は妨げない。

### (部会長)

- 第4条 部会には部会長を置き、その部会の委員の互選により選任する。
- 2 部会長は、部会を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委 員がその職務を代理する。

## (部会)

- 第5条 部会は、知事が招集し、これを主宰する。
- 2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その 意見を聴くことができる。

#### (報償費等)

- 第6条 県は、部会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。
- 2 部会の委員以外の者が、部会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、戦略企画部企画課において行う。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。